

## 「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」委員名簿

名 称	氏 名	所 属 等
副座長	あわくら てるひこ 栗倉 輝彦	元 北海道立水産孵化場 場長
委 員	いしかわ きよし 石川 清	北海道漁業環境保全対策本部 事務局長
委 員	いのうえ さとし 井上 聰	元 北海道大学 農学部応用動物学教室、 農学博士
委 員	せ お ゆうじ 妹尾 優二	流域生態研究所 所長
座 長	つじい たついち 故 辻井 達一	財団法人北海道環境財団 理事長
委 員	まやま ひろし 眞山 紘	元 独立行政法人さけ・ます資源管理センター調査研究課長
委 員	やすだ よういち 安田 陽一	日本大学 理工学部土木工学科 教授
委 員	やまだ ただし 山田 正	中央大学 理工学部都市環境学科 教授

※ 故 辻井達一 座長は平成 25 年 1 月 15 日にご逝去されました

(五十音順、敬称略)

## 「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」 設立趣旨

天塩川は我が国の最北を流れる大河川で、流域では稲作や酪農などが営まれるとともにその周辺には北海道らしい雄大な自然が残されており、サケ・サクラマスが生息する河川としても知られています。

平成9年に改正された河川法に基づき、平成19年10月には「天塩川水系河川整備計画（大臣管理区間）」が策定されており、この河川整備計画の基本理念としては、『天塩川水系の有する河川環境の特性に配慮し、必要に応じてミチゲーションの考えを取り入れて、テッシーやサケ・サクラマス、イトウ、シジミ等を育む天塩川の有する自然豊かな環境の保全、形成に努める。』こととされています。

その実施にあたっては、魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全を図るため、『天塩川やその支川ではサケ・サクラマスの遡上や自然産卵、カワヤツメなどの生息を確認している。これらの生息環境を維持するためには、流況や河床を適切に維持することに加え、天塩川本支川における縦断経路とあわせ、流入水路等の横断経路についても移動の連続性を確保することが重要である。このため、風連20線堰提、下士別頭首工、剣和頭首工、士別川頭首工、東士別頭首工等において施設管理者と調整・連携し、魚道の整備など魚類等の移動の連続性確保を図る。また、支川などで、砂防えん堤等の横断工作物等の影響で遡河性魚類の遡上がさまたげられている箇所があることから、関係機関と調整・連携したうえで、天塩川流域全体における魚類等の移動の連続性をモニタリングしつつ、横断工作物や樋門地点等における新たな魚道等の整備や既設魚道の適切な維持管理に連携して取り組むなど、サクラマスが継続的に再生産できる河川環境の改善に努める。また、サンル川流域においてサクラマスが遡上し、産卵床が広い範囲で確認されているため、サンルダム建設にあたっては魚道を設置し、ダム地点において遡上・降下の機能を確保することにより、サクラマスの生息環境への影響を最小限とするよう取組む。サクラマス等と密接な関係があるカワシンジュガイについて、専門家の意見を聴きながらサクラマスとあわせてその生息環境の保全に努める。』こととされています。また、『天塩川下流の汽水域においては、かつて有していた汽水性の水環境や多様な河岸などの河川環境を回復させるための取り組みを実施するなど、関係機関等と連携して、多様な生物の生息・生育環境の保全や整備を図る。』こととされています。

このうち、天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に向けた川づくりやモニタリング等について、魚類等に関する学識経験や知見を有する専門家の方々の意見を聴取するための「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」を設立するものです。

## 天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議 設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に関する検討を行うため、北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部が天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部に、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (審議事項)

第3条 会議は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に向けた、川づくり、目標設定、モニタリング等に係る事項
- (2) サンプルダム建設におけるサクラマスの遡上・降下対策及びモニタリングに係る事項

### (組織)

第4条 会議は、学識経験を有する者等のうちから部長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 会議に、座長と副座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選出し、会議の事務を総括する。
- 5 座長は、あらかじめ委員の中から副座長を指名する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長不在の時は、その職務を代行する。

### (議事等)

第5条 会議は、座長が召集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、原則として公開するものとする。

### (事務局)

第6条 事務局は北海道開発局旭川開発建設部治水課及び留萌開発建設部治水課に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に必要な事務を処理する。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。